

中央区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

様式14

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度外国につながる若者・保護者エンパワメント事業業務委託	200:その他	Minamiこども教室実行委員会	1,000,780円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	令和5年度中央区子どもの体力向上支援事業業務委託	200:その他	リーフラス株式会社	1,197,460円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	令和5年度 まち魅力アップ推進事業(スマホでめぐる! 魅力ぎっしり中央区デジタルスタンプリーコンテンツの拡充及び実施並びに大阪・関西万博機運醸成)業務委託	103:映画・ビデオ制作	株式会社サイバー・クラブト	3,338,500円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和5年度 とんぼりリバーウォークにぎわい事業「にぎわいスクエア」atとんぼりリバーウォーク業務委託	109:催事	株式会社ハイティアーズエンターテイメント	4,882,900円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	令和5年度中央区コミュニティ育成事業業務委託	200:その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	8,814,000円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	令和5年度大阪市中心部における自律的な地域運営の支援事業	185:各種施策研究・調査	街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体	14,372,000円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
7	令和5年度地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業	200:その他	社会福祉法人 大阪市中心部社会福祉協議会	36,198,684円	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度外国につながる若者・保護者エンパワメント事業業務委託

2. 契約の相手方

Minami こども教室実行委員会

3. 随意契約理由

本事業は、中央区内の外国につながる若者や子育て中の保護者等を対象として、国や文化の違いから分からない日本の学校の決まりごとや困りごとについて、民間事業者の持つ地域におけるまちづくりや子どもの健全育成に関する経験、ネットワーク、外国人からの相談対応等のノウハウや幅広い知識を活用するため、公募型プロポーザル方式を採用し広く事業者を募集する。最も適切な実施内容・方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、本業務委託の優れた成果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ
(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度中央区子どもの体力向上支援事業業務委託

2. 契約の相手方

リーフラス株式会社

3. 随意契約理由

本事業は、中央区の市立小学校において、民間事業者を活用し、各校の希望するプログラムで、運動指導者の派遣により、スポーツの基本となる動作等を学習する出張授業を実施することにより、児童のスポーツへの関心を高め、児童の体力向上を支援することを目的とする。

民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式を採用し広く事業者を募集する。最も適切な実施内容・方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、優れた事業成果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ
(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度 まち魅力アップ推進事業(スマホでめぐる! 魅力ぎっしり中央区デジタルスタンプラリーコンテンツの拡充及び実施並びに大阪・関西万博機運醸成) 業務委託

2. 契約の相手方

株式会社サイバー・クラフト

3. 随意契約理由

本事業は、AR体験コンテンツの制作、制作に向けた調整・検討等を主とする事業内容で、提案事業者の技術力や創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるほか、作品が効果的に配信・拡散される手法を実施することが不可欠であるため、本事業にかかる業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とし、公募型プロポーザルの実施により企画案を募り契約相手を決定する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課まち魅力推進グループ(電話番号: 06-6267-9832)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度 「とんぼりリバーウォークにぎわい事業「にぎわいスクエア」 a t とんぼりリバーウォーク」業務委託

2. 契約の相手方

株式会社ハイティアーズエンターテイメント

3. 随意契約理由

本事業はイベントの企画・実施、実施に向けた調整・検討等を主とする事業内容で、提案事業者の技術力や創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるほか、提案内容の創造性を重要視するものであるため、本事業にかかる業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とし、公募型プロポーザルの実施により企画案を募り契約相手を決定する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課まち魅力推進グループ（電話番号：06-6267-9832）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度中央区コミュニティ育成事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

本事業は、地域文化の振興発展を図るため、多くの区民が集い、交流し、連帯感を高める事業であり、中央区における地域コミュニティの発展をめざした事業実施が求められている。

地域のニーズに応えるため、知識・技術、ノウハウや応用力に基づき、企画運営や事業方法などを総合的に勘案する必要がある、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ
(電話番号：06-6267-9734)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度大阪府中央区における自律的な地域運営の支援事業業務委託

2. 契約の相手方

街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体

3. 随意契約理由

本業務について、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な提案を行った事業者への業務委託が、優れた成果を期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：06-6267-9833）

随意契約理由書

1. 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業

2. 契約の相手方

社会福祉法人大阪市中央区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」(以下、「強化事業」という。)は、社会福祉士などの福祉専門職である「見守り支援ネットワーカー」が、次の3つの機能

①要援護者情報の整備・管理、要援護者名簿の作成

②孤立世帯等への専門的対応

③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 を一体的に実施することにより、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

「地域福祉見守り活動事業」(以下、「見守り活動事業」という。)は、少子高齢化・核家族化が進む中、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、各地域で中心となる人材として地域福祉コーディネーターを配置し、多岐にわたる諸課題に対応し、行政や関係機関の窓口的役割を果たすことで、地域主体のセーフティネットを構築することを目的として実施する事業である。

強化事業と見守り活動事業については、どちらの事業も地域を基盤にして要援護者の見守り、支援を行うものであり、相互密接に関連しており、両事業を一体的に実施することで、より効率的な事業運営ができ、より高い効果が得られるところである。

これらの事業を一体的に実施する契約相手方の要件としては、両事業とも、区内や地域の福祉課題を詳細に把握しており、地域資源の活用、協力が得られるとともに、行政と地域との間に立って支援できる「中間支援機能」を有すること、事業実施に際しては、福祉分野における専門的知識やノウハウを有することが必要不可欠である。

中央区社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図るため設立された区内唯一の社会福祉法人であり、地域住民や地域における様々な団体、地域社会福祉施設等が参画し、地域の福祉課題解決を図る「プラットフォーム」、「ネットワーク」を形成しており、区内や地域の福祉課題に精通し地域資源の活用、連携・協力が容易に得られること、また、当区と地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働により地域福祉の推進を図っているなど、行政と地域との間に立ち公正中立な立場で支援を行う「中間支援機能」を十分に備えていること、さらには、福祉分野における専門的知識やノウハウを備えたスタッフを有し、これまでも見守り活動事業、強化事業の両事業を、地域から

の厚い信頼のもと、地域と連携を取りながら円滑に実施し着実に実績、成果をあげていることから、本契約を実施するうえでの要件を全て満たし、優れた実績、ノウハウを持ち確実に成果をあげることができる唯一の団体である。

よって、本契約にあたっては、契約相手方が限定、特定されるため、一般競争にはなじまず、中央区社会福祉協議会と委託先として特名し随意契約を行うものである。

(経過)

- ・見守り活動事業について、平成 25 年度から平成 30 年度の間、公募型プロポーザル方式により区社協が随意契約で受託、実施
- ・強化事業について、平成 27 年度から平成 30 年度の間、連携協定に基づき区社協が特名随意契約で受託、実施
- ・平成 31 年度からは両事業を一体的、効果的に実施することとして、両事業を一括して区社協が特名随意契約で受託、実施

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課（保健福祉）